

八王子市職員の通勤手当等不正受給に係る第三者検討会開催要綱

（趣旨）

第 1 条 多数の職員が通勤手当の不正受給に至った背景や原因及び市が行った実態調査や手当支給後の管理体制等について、外部有識者等の第三者による検証を行い、もって今後の再発防止策の策定並びに各種手当等に関する制度及び管理体制の見直しに反映させるため「八王子市職員の通勤手当等不正受給に係る第三者検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（意見を求める事項）

第 2 条 検討会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 通勤手当等不正受給に係る原因及び調査方法に関すること
- (2) 通勤手当等不正受給に係る管理体制に関すること
- (3) 通勤手当等不正受給に係る再発防止策に関すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、検討に当たって必要となる事項

（構成）

第 3 条 検討会は、7 名以内で次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が認める者

（開催期間）

第 4 条 開催期間は、本要綱の施行日から令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日までとする。

（会議）

第 5 条 検討会は、市長がこれを招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、検討会に第 3 条に掲げる者以外のものの出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（事務局及び庶務）

第 6 条 検討会の庶務を処理するための事務局を総務部公文書管理課に置く。

- 2 検討会の庶務は、総務部職員のうち、総務課、法制課（公平委員会に従事する職員を除く。）、公文書管理課の職員がこれを処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年（2025 年）10 月 9 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日をもって廃止する。